

呉市海事歴史科学館及び呉市入船山記念館指定管理者募集要項

呉市では、呉市海事歴史科学館（以下「歴史科学館」という。）及び呉市入船山記念館（以下「記念館」という。）のより効率的な運営及び管理を進めるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項並びに呉市海事歴史科学館条例（平成16年呉市条例第34号。以下「条例」という。）第4条の2及び呉市入船山記念館条例（昭和42年呉市条例第12号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、次のとおり指定管理者を募集します。

1 募集の目的及び期待する役割並びに募集方法

(1) 施設の設置目的

ア 歴史科学館

歴史科学館は、明治以降の日本の近代化の歴史そのものである「呉の歴史」と、その近代化の礎となった造船、製鋼をはじめとした各種の「科学技術」を紹介し、我が国の歴史と平和の大切さを認識していただくとともに、科学技術創造立国を目指す日本の将来を担う子ども達が科学技術のすばらしさを理解し、未来への夢を持てるような「呉らしい博物館」を目指しており、地域の教育、文化及び観光等に大きく寄与することを目的としています。

イ 記念館

国の重要文化財に指定されている旧呉鎮守府司令長官官舎をはじめとする入船山一帯の歴史的建築物は、呉を代表する貴重な資源であり、また、建築物以外にも、絵巻物「浦島測量之図」など、呉市有形文化財として貴重な資料が保存されています。これらの歴史的記念物、資料等の保存及び郷土文化の向上に資するため、記念館を設置しています。

(2) 指定管理者に期待する役割

両施設とも、指定管理者が民間事業者の有するノウハウを活用することで、施設の効率的な運用及び管理を行うことを目指すとともに、地域観光の各種の取り組みと効果的に相互連携することで、サービスの向上に繋がる創意工夫のある提案を求めます。

(3) 管理運営の基本的な方向性(募集方針)

歴史科学館は平成20年4月から、記念館は平成27年4月からそれぞれ指定管理者制度を導入し、現在の指定管理者による指定管理の期間は平成29年3月31日までとなっています。

両施設とも、引き続き利用者の施設の効率的な運用及び管理を目的として指定管理者による管理を行うこととしますが、歴史科学館と記念館は、明治以降の日本の近代化の歴史そのものである「呉の歴史」という共通したテーマを持つ施設であり、一体的な管理運営を行うことで両施設のさらなる魅力を引き出すことを目指し、両施設の指定管理者を一括して募集します。

2 施設の概要等

(1) 施設の名称

ア 呉市海事歴史科学館（愛称：大和ミュージアム）

イ 呉市入船山記念館

- (2) 施設の所在地
 - ア 呉市宝町5番20号（歴史科学館）
 - イ 呉市幸町4番6号（記念館）
- (3) 施設規模等
 - 別添のとおり（資料1）

3 指定の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日（5年間）。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消すことがあります。

4 指定管理者の行う業務

歴史科学館及び記念館共通

管理運営に関する業務

施設の維持管理に関する業務

入館及び施設の使用の許可に関する業務

利用促進に関する業務

※なお、各施設に関する業務の詳細については、各業務仕様書を参照してください。

5 管理運営経費

歴史科学館及び記念館の管理運営に要するすべての費用は、原則として、利用料金及びその他の収入並びに市の指定管理料をもって充てるものとします。

(1) 利用料金

ア 利用料金の設定

各条例に規定する利用料金は指定管理者の収入とします。指定管理者は、条例に定める額の範囲内で、利用料金を設定します。なお、設定に当たっては、事前に市長の承認が必要です。

イ 利用料金の減免

市長が定める減免基準に該当する利用については、利用料金を減免していただきます。

ウ 留意事項

前指定管理者が平成29年3月31日以前に収納し、又は收受した施設使用に係る使用料又は利用料金については、前指定管理者の収入とします。

(2) 管理運営に係る指定管理料

市は、毎年度の予算の範囲内において、指定管理者に指定管理料を支払います。

また、指定管理料には、人件費、管理費（消耗品費、光熱水費、修繕費（大規模なものを除く。）、通信運搬費、保険料、委託費等）公課費などを含むものとします。

なお、指定管理料の支払額、支払時期、支払方法等は年度ごとに協定で定めます。

(3) 指定管理料の取り扱い

指定管理料については、年度末の精算は、原則として行いません。従って、不足が生じた場合、指定管理料を増額することではなく、余剰が発生した場合でも、指定管理料を減額することはありません。

ただし、事業計画や仕様書の変更等により、協議のうえ、指定管理料を変更することがあり

ます。

(4) 利用料金等の取り扱い

原則として、事業計画において提案された指定管理料について、毎年度、予算の範囲内で支払います。ただし、次に掲げる場合は、各施設の事業計画書及び収支計画書で提案してください。

ア 当初の収支計画で収益が見込まれる場合

利用料金等の収入から指定管理業務にかかる経費を差し引いて発生する収益があらかじめ見込まれる場合は、その収益額を基本納付額として市に納付していただきます。

イ 当初の収支計画より利用料金等収入が上回った場合

指定管理者の経営努力により、当初の収支計画より利用料金等収入が上回ることとなった場合は、一定割合を市に納付いただき、残りは指定管理者の収益とします。割合については、応募者において事業計画書及び収支計画書で提案してください。

(5) 会計管理

指定管理業務に係る経費は、法人等の経理から分離した、別の経理区分を設け管理してください。

6 応募資格

(1) 団体であること（法人格の有無は問いませんが、個人での申請はできません。）。

(2) 歴史科学館及び記念館のサービス向上又は効率的運営を図る上で必要な場合は、複数の団体との共同（以下「共同体」という。）による申請ができます。この場合、次の事項に注意してください。

ア 共同体の場合は、適切な名称を設定し、代表となる団体を選定してください。

イ 当該共同体の構成員は、別の共同体の構成員となり又は単独で申請することはできません。

(3) 博物館運營業務及び展示業務等の実績があること（前項に規定する「共同体」による申請の場合、「共同体」としての実績がある、若しくは実績のある団体が主たる構成員である場合に応募が可能です。ただし、個人の実績ではなく、団体としての実績が必要です。）。

(4) 呉市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成18年呉市規則第1号）第2条各号に掲げる欠格事項に該当しないこと。

【指定手続条例施行規則（抜粋）】

（欠格事項）

第2条 市長は、条例第2条に規定する団体が次の各号のいずれかに該当するときは、当該団体については、条例第3条の規定による指定管理者（条例第1条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の候補者としての選定をし、又は指定管理者としての指定をしない。

- (1) 当該団体の責めに帰すべき事由により本市又は他の普通地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、その取り消しの日から4年を経過しない団体
- (2) 当該団体の役員（法人でない団体にあつては、当該団体の代表者）のうちに次のいずれかに該当する者がある団体
 - ア 公の施設の管理を行うために必要な契約等を締結する行為能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ないもの
 - ウ 市税及び県民税の滞納がある者
 - エ 市における指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げた者又は不正の利益を得るために連合した者
 - オ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - カ 市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 破産手続開始の決定を受けた法人又は清算法人
- (4) 法人市民税、消費税及び地方消費税について滞納がある団体
- (5) 呉市議会の議員、市長、副市長又は地方自治法第180条の5第1項及び第3項の規定により市に設置する委員会の委員若しくは委員が、取締役、監査役、支配人、理事又はこれらに準じる者の地位にある法人（市が資本金、基本金その他これらに準じるものの2分の1以上を出資している法人又は公共的団体を除く。）

- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しないこと。
- (6) 呉市入札参加資格者指名停止要項規定（平成9年4月1日）に基づく指名停止の措置又は指名停止に至らない事由に関する措置を受けていないこと。
- (7) 申請者（共同体の場合は、構成団体も含む。）又はその役員が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項並びに同条第6号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体。
- (8) 呉市暴力団排除条例（平成24年呉市条例第1号）に抵触しない法人又は団体であること。

※申請することができるのは、1団体につき1申請とします。（共同体による申請も1申請とします。）

7 募集要項、仕様書等の配布場所及び配布期間

(1) 配布場所

〒737-0029 呉市宝町5番20号

呉市産業部 海事歴史科学館学芸課（大和ミュージアム4階 研究室）

TEL：0823-25-3047

なお、募集要項は、呉市ホームページからダウンロードすることができますが、仕様書等は上記配布場所でのみ配布します（郵送・FAX等による配布はいたしません。）。

(2) 配布期間

平成28年8月17日（水）から平成28年9月16日（金）まで（9月6日、9月13日は休館日のため除く。）。【受付時間：午前9時から午後5時15分まで】

8 応募説明会等

説明会を次のとおり行う予定としております。説明会において、具体的に説明する内容がありますので、申請を予定している団体は必ず出席してください。

なお、応募団体を把握するため「応募説明会参加申込書（様式第7号）」に必要事項を記入し、電子メール又はFAXにより、平成28年8月23日（火）午後5時15分までに送付してください。

※電子メールの場合、標題を「大和・入船説明会参加申込書」に統一してください。

(1) 日時

平成28年8月24日（水）午後2時～（2時間程度）

(2) 場所

呉市海事歴史科学館 4階研修室・会議室

呉市宝町5番20号

(3) 参加申込連絡先

海事歴史科学館学芸課

電話：0823-25-3047

FAX：0823-25-3982

E-mail：kaizi@city.kure.lg.jp

(4) その他

会場の都合で各団体2名までの参加とさせていただきます。また、当日は歴史科学館及び記念館において現地説明も行います。

9 応募に関する質問

募集要項及び仕様書等に関する質問を、次のとおり受け付けます。

(1) 受付期間

平成28年8月17日（水）から平成28年9月9日（金）まで

(2) 質問の方法

「質問書（様式第8号）」に記載し、電子メールにより送付してください。なお電話、口頭、FAXによる質問には一切応じられません。

(3) 質問先

海事歴史科学館学芸課

E-mail：kaizi@city.kure.lg.jp

※電子メールについては、標題を「【質問】大和・入船指定管理」に統一してください。

(4) 回答方法

質問に関する回答は、仕様書配布時に受付名簿に記載された全ての者に対して電子メールにより行います。

質問からおおむね3日以内に随時回答しますが、内容によっては、時間を要する場合があります。

10 応募の手続き

申請を希望する団体は、次に掲げる書類を提出してください。なお、ウ（様式第3-2号から様式第3-8号まで）及びエについては、施設ごとに作成してください。

(1) 提出書類

ア 指定管理者指定申請書（様式第1号）

イ 団体概要（様式第2-1号）

共同体での応募の場合は、次の書類も提出してください。

a 共同体構成届出書（様式第2-2号）

b 共同体協定書の写し（様式第2-3号）

c 共同体委任状（様式第2-4号）

ウ 歴史科学館及び記念館の事業計画書

a 利用者の平等な利用の確保（様式第3-1号）

b 来館者目標数（様式第3-2号）

c 施設の適切な維持管理

(a) 施設の維持管理について（様式第3-3号）

(b) 災害時、緊急時等の体制について（様式第3-4号）

d 管理経費の削減

(a) 収支計画策定の考え方について（様式第3-5号）

(b) 経費削減努力の考え方について（様式第3-6号）

e 施設の利用促進

(a) 営業・広報等について（様式第3-7号）

(b) 利用者等からの苦情等の対応について（様式第3-8号）

f 安定的な管理

(a) 職員の配置について（様式第3-9号）

(b) 職員配置計画（様式第3-10号）

(c) 職員の研修計画について（様式第3-11号）

(d) 個人情報保護、情報管理について（様式第3-12号）

エ 歴史科学館及び記念館の収支計画書（様式第4-1, 4-2号）

オ 過去（概ね2年程度）に運営した博物館等の運営実績を示す書類（様式は問いません。ただし、来館者数、運営期間、企画展・イベント等の実施状況は示してください。）

カ 暴力団員に該当しないことの誓約書兼同意書（様式5）

キ 欠格事項非該当誓約書（様式6）

ク その他応募に必要な書類

a 定款、寄付行為、規約その他これらに準ずる書類

b 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（発行後3か月以内のものに限る。）、法人以外の団体にあつては、代表者の申請をする日現在の住民票の写し（代表者が外国人である場合にあっては、外国人登録証明書の写し）

c 申請をする日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書

d 過去2年間の財務書類（貸借対照表、損益計算書、事業報告書、利益処分計算書、財産目録その他経営の状況を明らかにする書類）

e 役員名簿（申請書提出日現在のもの）

f 印鑑証明書

(2) 提出部数

正本1部及び副本15部（複写可）とします。ただし、提出書類は原則A4サイズ片面印刷

とし、書類中央下にページ数を付記してください（副本の内1部は、審査事務の都合上、コピーが可能なように製本等しないようにしてください。）。

(3) 提出場所

7の(1)と同じ

(4) 提出期限

平成28年9月12日（月）から平成28年9月16日（金）まで（9月6日、9月13日は休館日のため除く）【受付時間：午前9時から午後5時15分まで】

(5) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、簡易書留によるものとし、平成28年9月16日（金）午後5時15分必着とします。）

(6) 留意事項

ア 共同体での応募の場合、10(1)のキ、キ及びクについては、構成員ごとに提出してください。

イ 応募に要する経費は、全て応募団体の負担とします。

ウ 提出された事業計画書等の著作権は応募団体に帰属しますが、市は指定管理者の公表等必要な場合は、事業計画書等の内容の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

なお、提出された書類は返却しません。

エ 必要に応じ追加資料又は詳細資料の提出をお願いすることがあります。

オ 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

カ 提出期限後の提出書類の再提出及び差し替えは、原則として認めません。

キ 事業計画書の内容が、呉市の新たな費用の発生を伴うものであるときは、その費用は、原則として全額提案者の負担とします。

また、条例改正を伴う提案内容は、原則として採用することはできません。

11 指定管理者の候補の選定

(1) 候補者の選定方法

呉市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年呉市条例第82号）第3条の規定により、指定管理者選定委員会による提案内容等の審査に基づき、指定管理者の候補者を1者選定します。

なお、応募者が1者の場合は、各基準について、その適否を審査します。（審査の結果、候補者として適したものがいないと認める場合は、候補者を選定しない場合もあります。）

(2) ヒアリング

提出された事業計画書等の内容を審査の後、ヒアリングを実施します。実施日時等は別途通知します。

(3) 候補者の選定基準

資料2の「選定基準」により審査します。

(4) 選定結果の通知及び公表

選定結果は、応募団体すべてに文書で通知するとともに、市のホームページにおいて、応募団体等の名称等も公表します。

なお、公表までの間、応募団体及び応募団体数、選定結果等についての問い合わせは一切応じません。また、選定委員会は非公開とし、選定結果に係る質問及び異議については受け付

けません。

(5) 選定の除外

応募団体が次の要件に該当する場合は、選定対象から除外します。

- ア 申請書類等に虚偽、不正又は不備があった場合
- イ 募集要項に違反し、又は逸脱した場合
- ウ 提出期限を超過した後に申請書類が提出された場合
- エ その他不正な行為があった場合

12 指定管理者の指定及び協定に関する事項

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の候補者に選定された団体を指定管理者として指定する議案を、地方自治法第244条の2第6項の規定により呉市議会に提案し、議決後に指定管理者として指定します。

なお、呉市議会において否決された場合は指定できません。この場合において、市は損害賠償等の責任は一切負いません。

(2) 協定の締結

指定管理者の指定後、呉市と指定管理者との間で指定管理期間中の基本的な事項を定めた「基本協定」及び年度ごとの事業実施に係る事項を定めた「年度協定」の締結を行います。

(3) 指定後の留意事項

指定管理者が、協定の締結の前後を問わず、次の事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないか、又は解除することがあります。その際、市は損害賠償等の責任は一切負いません。

- ア 資金事情の悪化等により、事業の履行が困難になったと認められるとき。
- イ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

13 事業計画策定上の留意事項（責任分担）

(1) 責任区分

市と指定管理者との責任分担の詳細については別途協定書で定めますが、基本方針については次のとおりとします。

項目	内容	負担者	
		市	指定管理者
施設の運営	受付、案内、警備、広報、苦情処理等		○
施設・設備の維持管理	清掃、設備等保守点検、補修修繕、安全衛生管理		○
災害時対応	連絡体制確保、被害調査・報告、応急処置		○
	指示等	○	
災害復旧	本格復旧	○	
	軽微な修繕等		○

項目	内容	負担者	
		市	指定管理者
不可抗力	不可抗力（天災，騒乱など市又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことの出来ない自然的又は人為的現象）による施設・設備の復旧費用，事業の変更・中止	協議	
施設の使用許可	目的外使用許可	○	
	目的外使用許可以外		○
施設の整備， 改修，修繕等	1件50万円以上の大規模修繕等	○	
	1件50万円未満の小規模修繕等		○
	計画的に行う修繕等	協議	
保険加入	建物火災共済保険	○	
	施設賠償責任保険		○
管理責任	第1次的な管理責任		○
	包括的管理責任	○	
物価変動	通常のもの価変動及び金利変動による経費負担		○
税制変更		協議	

(2) 施設賠償責任保険への加入

指定管理者は，故意又は過失，施設や整備の管理瑕疵により損害が生じた場合は損害賠償責任を負うこととなります。

指定管理者制度においては，指定管理者に帰責事由があるものや協定等により指定管理者が賠償すべきと定めた事項は，指定管理者が損害を賠償する責任があります。

しかし，指定管理者が管理運営を行っている施設であっても，国家賠償法に基づき被害者となった利用者は市に対して損害賠償を請求することができます。

それにより，市が負うこととなった損害賠償について，指定管理者に直接の原因がある場合は，国家賠償法第1条又は第2条の規定により，市は指定管理者に対する求償をすることとなります。

指定管理者は，市から求償権を行使された時，その損害賠償責任に対応するために，自らの費用負担により損害保険会社で提供されている指定管理者向けの「損害賠償責任保険」に加入（平成22年12月28日総行経第38号総務省自治行政局長通知）することを原則とします

14 施設運営協議会の設置

指定管理者は，呉市と指定管理者において情報の共有化や課題解決に向けた連携を深めるため，（仮称）施設運営協議会を設置し，定期的に連絡協議会を開催することとします。

15 モニタリングの実施

呉市は，指定管理業務の実施状況を把握し，良好な管理状況を確保するため，指定管理者が管理基準に沿った運営を行っているか，事業計画で示した業務を履行しているか等について，

モニタリングを実施します。

指定管理者は、管理運営における自己評価を行い、また利用者満足度調査などを実施し、利用者ニーズの把握に努めることとします。

16 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により管理が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、市は、指定管理者に対して改善勧告を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができます。この場合において、指定管理者が当該期間内に改善することができなかつた場合には、市は、指定管理者の指定を取り消すことができます。
- (2) 指定管理者が倒産し、又は指定管理者の財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難と認められる場合には、市は、指定管理者の指定を取り消すことができます。
- (3) (1)又は(2)により指定管理者の指定を取り消された場合には、指定管理者は、市に生じた損害を賠償しなければなりません。
- (4) 不可抗力その他市又は指定管理者の責めに帰すことができない事由により管理の継続が困難になった場合には、市と指定管理者は、管理継続の可否について協議することとします。
- (5) 前記に規定するもののほか、管理の継続が困難になった場合の措置については、協定で定めます。

17 事務引き継ぎ

(1) 指定管理開始に当たっての準備等

協定発効までの期間、指定管理に係る業務を遂行できるよう、次のとおり必要な体制を整えます。この準備期間中の費用負担については、指定管理者が負担するものとします。

- ① 協定について市と協議すること。
- ② 配置する職員を確保すること。
- ③ 業務等に関する各種規定の作成及び協議をすること。
- ④ 管理団体の変更があった場合は、現在の管理団体との引継ぎを行うこと。
- ⑤ その他必要とされる事項。

(2) 期間満了後の措置

指定管理者は、その指定期間満了時、又は指定の取り消しを受けたときは、次期指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営業務を遂行できるように、次期指定管理者の指定期間開始前に業務の引き継ぎを行います。

(3) 原状回復の義務

指定管理者は、指定管理が満了した場合、指定が取り消された場合又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じられた場合は、私設及び設備を速やかに原状に回復します。ただし、市長の承認を得た場合は、この限りではありません。

18 その他の留意事項

(1) 管理運営に疑義が生じた場合の取扱

管理運営業務の実施に当たっては、指定議案の議決後締結する基本協定書及び募集要項、仕様書、募集に関する質疑応答及び指定管理者からの提案書に従い実施します。実施に当たり、疑義又は齟齬が生じた場合は、基本協定書及び募集要項、仕様書、募集に関する質疑応

答及び指定管理者からの提案書の順に、その解釈が優先します。ただし、提案書の提案内容が募集要項及び仕様書に示された内容より優れていると市が判断した場合は、提案書が募集要項及び協定書に優先します。

(2) 著作権の帰属

申請に当たり提出された事業計画書等の著作権は、申請者に帰属します。ただし、市は、指定管理者の決定に当たり公表等が必要な場合は、事業計画書等の内容を無償で利用できることとします。

(3) 第三者への委託

指定管理者が行う業務の全部を第三者に委託し、請け負わせることはできません。ただし、管理運営業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上、業務の一部を他の者に委託又は請け負わせることができます。

(4) 辞退届の提出

指定管理者指定申請書提出後に辞退をする場合には、辞退届（様式第9号）を提出してください。

(5) 関係法令の遵守

各条例、同条例施行規則及びその他の関係法令の規定に基づき、適正に歴史科学館及び記念館の運営を行ってください。

(6) 個人情報の保護

呉市個人情報保護条例（平成19年呉市条例第2号）の規定に基づき、個人情報の保護を徹底してください。

(7) 情報公開の実施

呉市情報公開条例（平成11年呉市条例第1号）の規定に基づき、情報の適正な公開を行ってください。

(8) 緊急時の対応

指定管理業務に関連して事故、災害等の緊急事態が発生した場合、速やかに必要な措置を講じるとともに、市へ報告してください。

(9) 指定管理者に関する変更事項の届出等

指定期間中に合併又は分割等によって法人格が変更となる場合、指定管理者の指定を取り消して、改めて指定管理者の選定や議会の議決を得る必要があります。そのため、指定管理者の法人格に変更が及ぶ場合は、速やかに市へ届け出てください。

(10) 使用許可の引き継ぎ

前指定管理者が平成29年3月31日以前に受け付け、使用許可を行った指定期間内の施設使用については、適正に引き継いでください。

19 配付資料

呉市海事歴史科学館業務仕様書

呉市入船山記念館業務仕様書

呉市海事歴史科学館条例及び同施行規則

呉市入船山記念館条例及び同施行規則

1. 呉市海事歴史科学館の主な施設及び設備

(1) 施設規模

- ア 構造・規模 鉄骨鉄筋コンクリート造，一部鉄骨造・鉄筋コンクリート造
4階建て
- イ 敷地面積 約10,334㎡
- ウ 建築面積 4,817㎡
- エ 延床面積 9,628㎡

(2) 主要施設

ア 室別面積表

階	諸室名	面積
1階	エントランス	260.97㎡
	ガイダンスルーム	50.05㎡
	ホワイエ	85.83㎡
	大和ひろば	731.27㎡
	「呉の歴史」展示室	841.72㎡
	大型資料展示室	573.30㎡
	ホール（前室含む）	366.79㎡
	ミュージアムショップ	69.44㎡
	その他	1,206.18㎡
	小計	4,185.55㎡
2階	展示デッキ	128.72㎡
	映写室	28.37㎡
	事務室・館長室	113.74㎡
	その他	754.45㎡
	小計	1,025.28㎡

階	諸室名	面積
3階	「船をつくる技術」展示室	1,028.20㎡
	「未来へ」展示室	248.17㎡
	実験工作室	118.20㎡
	その他	930.02㎡
	小計	2,324.59㎡
4階	ライブラリー	111.04㎡
	市民ギャラリー	471.90㎡
	会議室・研修室	114.55㎡
	研究室	59.06㎡
	資料室1・2	361.95㎡
	書庫	245.07㎡
	その他	729.34㎡
	小計	2,092.91㎡
	合計	9,628.33㎡

イ 駐車場

普通自動車285台，身体障害者用3台，大型自動車7台

〔敷地内〕

普通自動車 65台，身体障害者用2台

〔敷地外(賃借)〕

普通自動車220台，大型自動車7台，身体障害者用1台

ウ その他

屋外実物資料，屋外レンガパーク

(3) 開館時間及び休館日

ア 開館時間 次の表のとおり

区分	開館時間
常設展示室	9時から18時まで
ホール（多目的）	9時から21時まで
市民ギャラリー	9時から21時まで
ライブラリー	9時から17時まで
会議室・研修室	9時から21時まで

※ 常設展示室への新たな入館は，当該開館終了時刻の30分前までとする。

イ 休館日 1月1日から1月3日まで、4月29日から5月5日まで、7月21日から8月31日まで及び12月29日から12月31日までの各期間を除く火曜日。ただし、当該火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは、その直後の休日でない日

ウ 市民サービスの向上を図るため、呉市において必要があると判断したときは、休館日や開館時間を変更することがあります。

エ 指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て休館日や開館時間を変更することができます。

2. 呉市入船山記念館の主な施設及び設備

(1) 施設規模

土地 約12,000㎡
建物延面積 1,529.70㎡

(2) 建物施設内容

	築造年月	構造	建築面積	備考
旧呉鎮守府司令長官官舎	明治38年11月	木造, 平屋建	527.1㎡	H3～H7, 全面的修復工事 ※国重要文化財
1号館	昭和42年移築	石造, 平屋建	40.0㎡	警固屋高烏砲台から移築 ※国登録有形文化財
2号館	昭和42年8月	レンガ造, 平屋建	76.0㎡	
郷土館 (券売所・事務室)	昭和54年3月	RC地上2階 地下1階	144.0㎡	1階 144.0㎡ 2階 140.1㎡ B1階 74.3㎡ 延床面積 358.4㎡
歴史民俗資料館	昭和61年11月	RC3階建	194.0㎡	
休憩所(東郷邸)	昭和54年移築	木造, 平屋建	37.0㎡	※国登録有形文化財
ボランティア控室	昭和57年7月	レンガ造, 平屋建	7.0㎡	総監部改築後レンガ利用

(3) その他の施設

旧呉海軍工廠塔時計（※呉市有形文化財）、消火装置、番兵塔、故山苑
案内標識（呉市幸町4番20号（国道487号歩道））

(4) 開館時間等

開館時間等は、次のとおりとしますが、呉市において必要があると判断したときは、休館日や開館時間を変更することがあります。

ア 開館時間

午前9時から午後5時まで

イ 休館日

(ア) 火曜日。ただし、火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日とし、当該翌日が休日に当たるときは、その直後の休日でない日

(イ) 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで

ウ 臨時開館日・休館日

指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

選 定 基 準	配 点
<p>【施設の設置目的の実施の確保】 管理運営の基本方針が施設の設置目的に則り、利用者の平等な利用が図られるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。 (評価の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公の施設として市民等の平等な利用が図られる内容となっているか。 ・ 不当な利用制限項目はないか。 ・ 特定の者のみに有利な利用形態となっていないか。 	<p>適・否 (否は失格)</p>
<p>【施設の維持管理】 施設等の適切な維持管理が図られるものであること。 (評価の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適正かつ確実に維持管理を行う内容となっているか。 ・ 災害時や緊急時等に適切な対応がとれる体制となっているか。 	<p>適・否 (否は失格)</p>
<p>【管理経費の削減】 管理に係る経費の削減が図られるものであること。 (評価の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提案額が適切な管理に支障を来すおそれがないものか。 ・ 管理経費の削減のための工夫がなされているか。 	<p>3 0</p>
<p>【施設の利用促進】 歴史科学館及び記念館の利用促進が図られるものであること。 (評価の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入館者数の目標設定は妥当であるか。 ・ 利用者のニーズを把握し、質の高いサービスの提供を実現させる内容となっているか。 ・ 全国展開できる効果的な営業・広報等を行うことができるか。 ・ 施設の特徴を生かした斬新さや独自性のある魅力的な提案がなされているか。 ・ 市内各施設との回遊性を向上する提案がなされているか。 <p>(その中で、歴史科学館及び記念館の連携を図り、宝町～幸町間の回遊性を向上させる提案が盛り込まれているか。)</p>	<p>4 0</p>
<p>【安定的な管理】 施設の管理を安定して行う能力を有していること。 (評価の視点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営基盤が安定しており、計画に沿った管理を行う能力を有しているか。 ・ 博物館運営等に関して、良好な実績があるか。 ・ 安定した管理が行える人員配置になっているか。 ・ 事故等の緊急事態に対応可能な体制になっているか。 ・ 利用者等からのクレーム対応は適切か。 ・ 個人情報等の情報管理について、適切な対応がとれる体制となっているか。 	<p>3 0</p>
<p>合計点数</p>	<p>1 0 0</p>
<p>【現指定管理者の実績評価】 歴史科学館及び記念館の指定管理業務における、モニタリング成績による加減点。</p>	<p>± 1 0</p>